

愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則を次のように定める。

愛媛県浄化槽工事業者登録申請等手続規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、浄化槽工事業者の登録申請等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正[令和2年規則65号]

(申請書等の提出部数)

第2条 浄化槽法第22条の規定により工事業登録申請者が知事に提出すべき申請書及びその添付書類並びに省令第8条の規定により浄化槽工事業者が知事に提出すべき変更届出書及びその添付書類の部数は、1通とする。

2 省令第11条又は第12条の規定により特例浄化槽工事業者が知事に提出すべき届出書及びその添付書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

一部改正[平成20年規則29号・令和2年65号]

附 則

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第29号抄)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。